

K 6 1 7 下肢静脈瘤手術

- 1 抜去切除術 10,200 点
- 2 硬化療法（一連として） 1,720 点
- 3 高位結紮術 3,130 点

K 6 1 7 - 2 大伏在静脈抜去術 10,200 点

K 6 1 7 - 3 静脈瘤切除術（下肢以外） 1,820 点

K 6 1 7 - 4 下肢静脈瘤血管内焼灼術 10,200

注手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

算定要件：下肢静脈瘤血管内焼灼術の実施に当たっては、関係学会が示しているガイドラインを踏まえ適切に行うこと。

K 6 1 7 - 5 内視鏡下下肢静脈瘤不全穿通枝切離術 10,200 点

注手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。

K 6 1 7 - 6 下肢静脈瘤血管内塞栓術 14,360 点

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603762.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000616844.pdf>

【IV-7 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価 -⑭】

⑭ 下肢静脈瘤に係る手術の評価の適正化

第1 基本的な考え方

大伏在静脈抜去術及び下肢静脈瘤血管内焼灼術について、他の手技との有効性が同等とされていることを踏まえ、評価を見直す。

第2 具体的な内容

大伏在静脈抜去術及び下肢静脈瘤血管内焼灼術の評価を見直す。

下肢静脈瘤手術

抜去切除術 10,200 点 ➡ 抜去切除術 10,200 点

大伏在静脈抜去術 11,020 点 ➡ 大伏在静脈抜去術 10,200 点

下肢静脈瘤血管内焼灼術 14,360 点 ➡ 下肢静脈瘤血管内焼灼術 10,200 点

疑義解釈

【下肢静脈瘤血管内焼灼術】

問163 区分番号「K 6 1 7 - 4」下肢静脈瘤血管内焼灼術について、留意事項通知に「関係学会が示しているガイドライン」とあるが、具体的に何を指すのか。

（答）現時点では、日本静脈学会により作成された「下肢静脈瘤に対する血管内焼灼術のガイドライン2019」を指す